

千葉県基本計画策定本部設置要綱

(設置)

第1条 (仮称) 千葉県基本計画 (以下「基本計画」という。) の策定を行うため、千葉県基本計画策定本部 (以下「策定本部」という。) を置く。

(策定本部)

第2条 策定本部は、別表第1に掲げる職にある者をもって組織する。

- 2 策定本部に本部長を置き、市長をもってこれに充てる。
- 3 本部長は、策定本部を代表し、その事務を総括する。
- 4 策定本部に副本部長を置き、副市長をもってこれに充てる。
- 5 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。
- 6 策定本部は、幹事会の報告を受け、その総合調整を図ったうえで、基本計画を策定する。

(本部会議)

第3条 策定本部の会議は、本部長が招集し、その議長となる。

(幹事会)

第4条 幹事会は、別表第2に掲げる職にある者をもって組織する。

- 2 幹事会に幹事長を置き、総合政策部長の職にある者をもってこれに充てる。
- 3 幹事長は、幹事会の会議を主宰する。
- 4 幹事長に事故あるときは、あらかじめ幹事長が指名する者がその職務を代理する。
- 5 幹事会は、本部長から付託された事項を調査研究し、その成果を本部長に報告する。

(検討部会の設置)

第5条 幹事長が必要と認めるときは、検討部会を置くことができる。

- 2 部会名、部会長、副部会長及び部会員は幹事長が指名する。
- 3 部会長は、必要に応じて部会を招集し、その議長となる。
- 4 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 5 検討部会は、幹事長から付託された個別の事項を調査研究し、その成果を幹事会へ報告する。

(資料の提出等)

第6条 本部長、幹事長及び部会長は、それぞれの会議において必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見若しくは説明を聞き、または必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 策定本部の庶務は、総合政策局総合政策部政策企画課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、策定本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

この要綱は、平成31年3月19日から施行する。

この要綱は、令和2年1月31日から施行する。

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

この要綱は、令和3年7月1日から施行する。

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表第1

策定本部

市長	建設局長
副市長	中央区長
病院事業管理者	花見川区長
教育長	稲毛区長
総務局長	若葉区長
危機管理監	緑区長
総合政策局長	美浜区長
財政局長	消防局長
市民局長	水道局長
保健福祉局長	会計管理者
保健医療統括監	議会事務局長
こども未来局長	総務局次長
環境局長	市長公室長
経済農政局長	総合政策部長
都市局長	

別表第2

幹事会

総合政策部長	花見川区地域振興課長
総務課長	稲毛区地域振興課長
資金課長	若葉区地域振興課長
財政課長	緑区地域振興課長
市民総務課長	美浜区地域振興課長
保健福祉総務課長	消防局総務課長
こども企画課長	水道総務課長
環境総務課長	病院局経営企画課長
経済企画課長	教育委員会事務局企画課長
都市総務課長	議会事務局総務課長
建設総務課長	政策企画課長
中央区地域振興課長	